

産地間競争に打ち勝つために 園芸産地の販売力強化に向けた取組みを支援します！

～「選ばれる園芸産地緊急支援事業」について～

事業の内容

園芸産地（野菜・果樹・花き）の部会や法人等が実施する販促活動などの取組みに必要な経費を助成します。

【補助対象経費】

- ・販促活動のための会場使用料、出展費、通信費、旅費、機材借上げ料 等
- ・販促活動などで活用するPR資材等の作成費 等
- ・試食販売やプレゼント企画等に使用するサンプル買い上げ費 等

【補助対象にならないもの】

- ・商談に伴う接待費や、会食費等は対象となりません。

【昨年度活用事例】

- ・「物流の2024年問題」への対応として、近場の市場の新規開拓に係る商談経費
- ・学校給食への農産物のサンプル提供に係る経費
- ・販路拡大に向けた海外のマーケティング調査に係る経費 など

事業主体

農業者の組織する団体等

※以下の要件を満たしている事が必要です。

○JAの生産部会等の場合

- ・構成員3戸以上
- ・規約を設けている（代表者および会計責任者の定めがあること）
- ・共同出荷（販売代金の共同計算）を行っている

○農地所有適格法人等の場合

- ・農作業に直接150日以上従事する正社員が3名以上（パート、研修生等は含まない）

補助対象期間

令和8年2月26日から令和9年2月28日

上記期間に実施した活動については、交付決定前でも遡って補助対象となります。

補助率

補助対象経費の1/2以内

受給できる補助金額の上限は、3万円/人×事業主体の構成員数となります。

ただし1事業主体あたり450万円までです。

※令和7年8月10日からの大雨で被害を受けた団体（県に農作物被害報告のあった地域で当該被害作物を生産している団体を指す）の場合、受給できる補助金額の上限は4万円/人×事業主体の構成員数となります。ただし1事業主体あたり600万円までです。

申込期限 令和8年4月30日(木) 熊本県農産園芸課 必着

お問合せ先 熊本県 農林水産部生産経営局 農産園芸課 TEL 096-333-2392